

(平成4年4月7日農地第43号、千葉県農林部長通知)

(最終改正 令和2年9月1日)

市民農園の整備に関する留意事項について

この「市民農園の整備に関する留意事項について」は、市民農園整備促進法（平成2年法律第44号。以下「法」という。）第2条第2項に規定する市民農園（以下「市民農園」という。）に関する事務について適用し、優良で継続的な市民農園の整備促進を図るものとする。

第1 市民農園区域の指定についての留意事項

- 1 市民農園区域として指定できない区域は表1による。
- 2 市町村は、既存の貸農園の状況、利用者の動向、今後の開設予定及び土地所有者の意向を十分調査すること。
- 3 同一市町村について、要件に該当する区域が複数ある場合は、それぞれについて指定しても差し支えない。

第2 市民農園区域の指定についての事務手続

- 1 市民農園区域を指定する場合の手続は図1及び次の順に行うものとする。
 - ① 市町村は市民農園区域を指定しようとする場合には、市民農園担当部局は関係部局と調整することとし、関係部局との調整事項は原則として表2-1による。また、必要によりその他の関係部局との調整も行う。(図1の①)
 - ② 市町村は、関係部局と調整の後、農業委員会の決定を経る。また、関係部局と調整した際指摘事項があった場合には、それを解決した後に農業委員会の決定を経る。(図1の②)
 - ③ 市町村は知事あてに協議する。(図1の③)
 - ④ 知事は関係部局と調整して市町村へ回答することとし、関係部局との調整事項は原則として表2-2による。また、必要によりその他の関係部局との調整も行う。
(図1の④)
 - ⑤ 市町村は、支障が認められなければ、区域指定して公表する。(図1の⑤)

- ⑥ 市町村は、区域指定した旨を知事あてに通知する。(図1の⑥)
- 2 1の①の関係部局との調整については、1の②の農業委員会の決定の後に重大な変更が生じないよう綿密に行う。
- 3 市民農園区域の変更については、区域指定の場合に準じて取り扱う。ただし、関係部局との調整については、変更内容に応じて必要な調整を行う。

第3 交換分合計画の認可等についての事務手続

- 1 法第5条及び第6条に規定する交換分合を行う場合の手続は図2及び次の順に行うものとする。
 - ① 市町村は、綿密な調査を実施し、交換分合を行う地区を決定する。(図2の①)
 - ② 市町村は、調査に基づき交換分合計画を作成する。(図2の②)
 - ③ 市町村は、関係権利者との調整を行い、全員の同意を得て最終的な計画を決定する。(図2の③)
 - ④ 市町村は農業委員会の同意を得る。(同意を求めた日から30日以内に同意が得られない場合には、その事由を記載した書面を認可申請書に添付する。)(図2の④)
 - ⑤ 市町村は知事へ認可申請する。(図2の⑤)
 - ⑥ 知事は、⑤で30日以内に農業委員会の同意が得られていない場合には、農業委員会の意見をきく。(図2の⑥)
 - ⑦ 知事は、申請を相当と認める場合には申請の旨を公告し、また、市町村外の権利者へ通知し、かつ、計画書の写しを30日間の縦覧に供する。(図2の⑦)
 - ⑧ 縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に当該交換分合計画に対して関係権利者から異議の申し出があった場合、知事は異議の申し出に対し決定をしようとする際、農業会議の意見をきく。(図2の⑧)
 - ⑨ 知事は、異議の申し出に対する決定を行う。(図2の⑨)
 - ⑩ 知事は、交換分合計画の認可及びその旨の公告を行う。(図2の⑩)
 - ⑪ 市町村は、清算金の徴収及び支払いを行う。(図2の⑪)
 - ⑫ 市町村は、交換分合に関する登記上の処理を行う。(図2の⑫)

第4 市民農園の開設認定についての留意事項

- 1 市民農園の開設認定の対象から除外する区域は表3による。
- 2 市民農園を開設できる者は、現に農地を所有している者若しくは借り受けができる者とする。
- 3 市民農園施設は、認定開設者に限り設置できる。また、その管理運営は原則として認定開設者が行う。
- 4 市民農園施設については、その利用目的及び利用者数等から判断して適切な規模とすること。
- 5 市民農園面積のうち、最低でも50パーセント以上は法第2条第2項第1号に規定する農地であること。
- 6 簡易宿泊施設については、設置する必要性及び適切な管理運営の可能性があり、かつ近隣に代替施設がない場合以外は設置しない。
- 7 農用地区域において市民農園を設置する場合は、その周辺の農用地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生ずるおそれがない場合に限ることとし、農用地利用計画上の取扱いは表4-2（農振法等の欄）及び表4-3（農振法等の欄）のとおりとする。
- 8 市民農園施設と主要他法令との関係については、表4-1、表4-2及び表4-3とする。

第5 市民農園の開設認定についての事務手続

- 1 市民農園の開設認定を行う場合の手続は図3及び次の順に行うものとする。
 - ① 特定農地貸付方式により地方公共団体及び農協以外の者が開設する場合は市町村等と貸付協定を締結する。（図3の①）
 - ② 市町村は市民農園の開設を認定しようとする場合には、市民農園担当部局は関係部局と調整することとし、関係部局との調整事項は原則として表5-1による。また、必要によりその他の関係部局との調整も行う。（図3の②）
 - ③ 市町村は、関係部局と調整の後、農業委員会の決定を経る。また、関係部局と調整した際指摘事項があった場合には、それを解決した後に農業委員会の決定を経る。（図3の③）
 - ④ 市町村は知事あてに同意申請する。（図3の④）

- ⑤ 知事は関係部局と調整して市町村へ回答することとし、関係部局との調整事項は原則として表5-2による。また、必要によりその他の関係部局との調整も行う。(図3の⑤)
 - ⑥ 市町村は、支障が認められなければ開設の認定をする。(図3の⑥)
 - ⑦ 市町村は、開設認定した旨を知事あてに通知する。(図3の⑦)
- 2 1の②の関係部局との調整については、1の③の農業委員会の決定の後に重大な変更が生じないように綿密に行う。
- 3 市民農園の開設認定の変更については、開設認定の場合に準じて取り扱う。ただし、関係部局との調整については、変更内容に応じて必要な調整を行う。

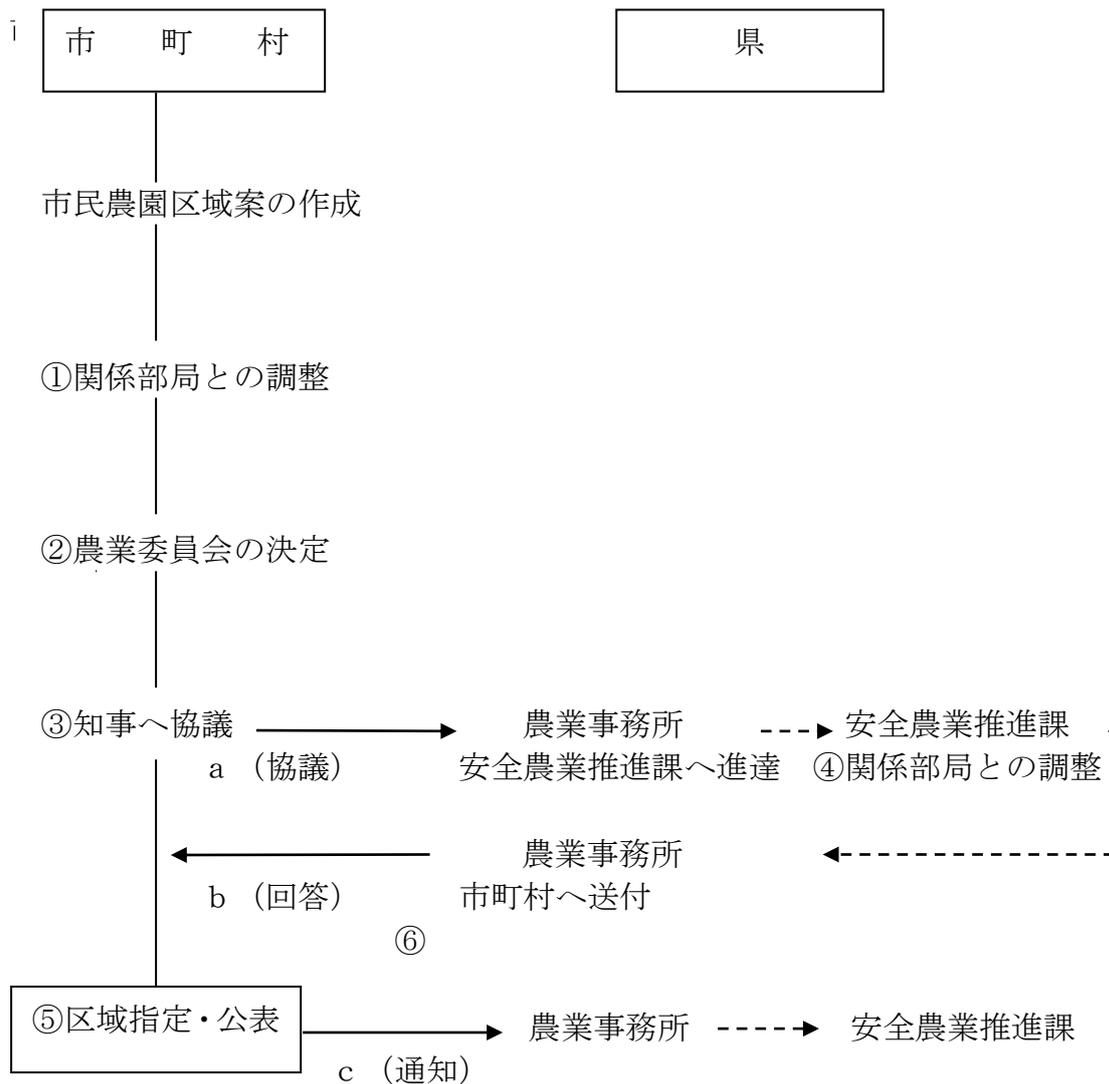
第6 認定の取消しについての事務手続

- 1 市町村は法第10条の規定により認定の取消しを行った場合、知事へ報告するものとする。(図3の⑧)

第7 市民農園の運営等についての留意事項

- 1 市街化区域以外の区域における開設期間は、10年間以上とする。
- 2 市街化区域内で開設する場合、生産緑地地区に指定されていることが望ましい。
- 3 特定農地貸付方式の場合、農地の貸付期間は5年以内とする。また、農園利用方式の場合も5年以内とすることが望ましい。
- 4 利用者が善良な管理を行わなかった場合等の措置ができるよう、市民農園利用契約書等により必要な事項を定めること。
- 5 農作物の栽培指導及び農園の維持管理等を行うため、管理指導員等の設置に努めること。
- 6 市民農園の運営にあたっては、利用者相互のコミュニケーションを図り、自主的な運営が行われるよう配慮すること。

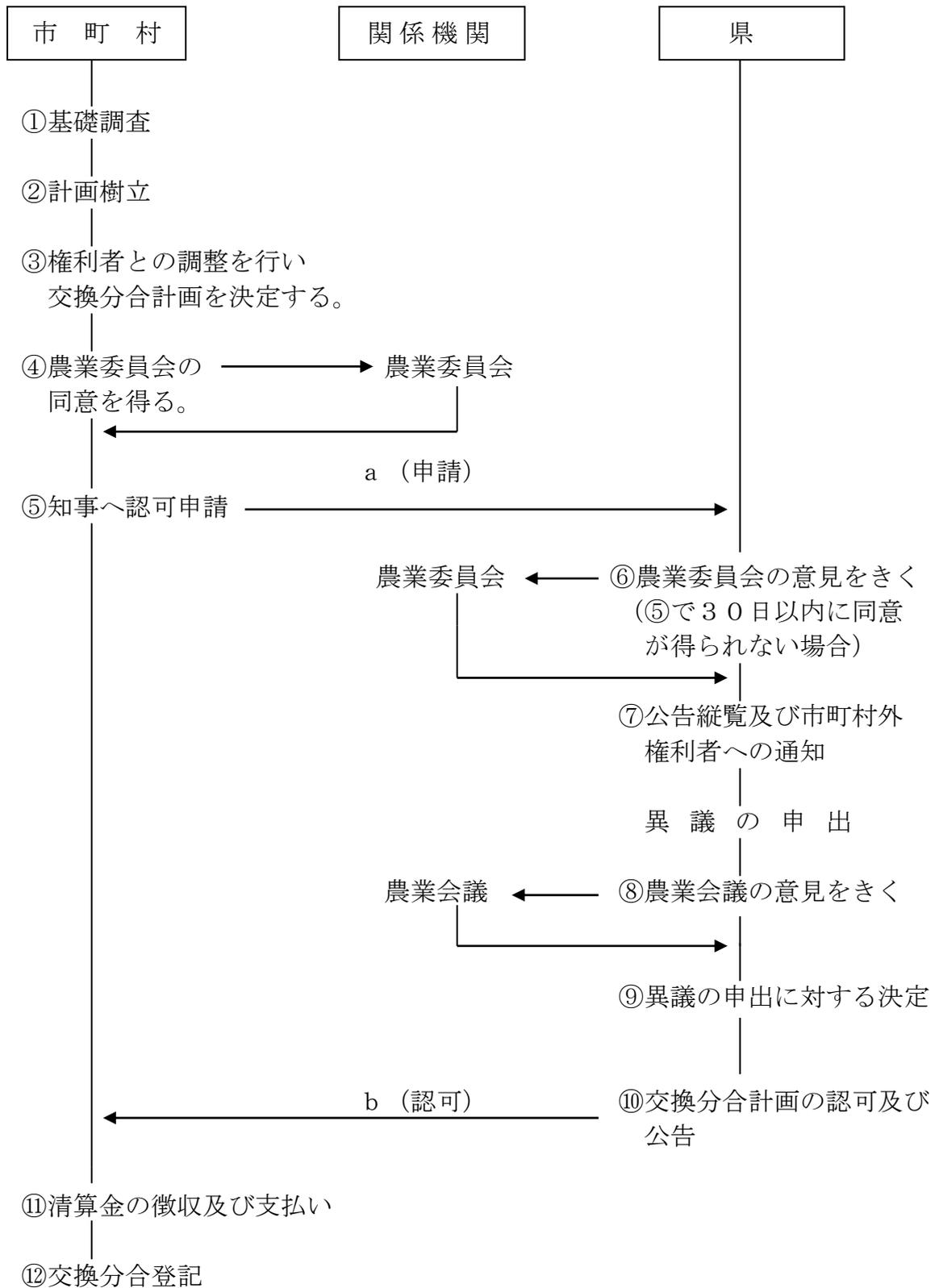
図1 市民農園区域の指定手続について



(注1) a, b, cは、当該地区を管轄する農業事務所を経由する。

(注2) 協議書等の様式は別に定める。

図2 交換分合の手続



(注) a, bは、当該地区を管轄する農業事務所を経由する。

図3 市民農園の開設認定手続について

①特定農地貸付方式により地方公共団体及び農協以外の者が開設する場合は貸付協定の締結

開設予定者からの開設認定申請

市 町 村

県

②関係部局との調整

③農業委員会の決定

④知事へ同意申請 → 農業事務所 → 安全農業推進課 → ⑤関係部局との調整
 a (申請) 安全農業推進課へ進達
 ← 農業事務所 ←
 b (同意) 市町村へ送付

⑥開設認定 → 農業事務所 → 安全農業推進課
 c (通知)

⑧
 認定の取消し → 農業事務所 → 安全農業推進課
 d (報告)

(注1) a, b, c, dは、当該地区を管轄する農業事務所を経由する。

(注2) 同意申請書等の様式は別に定める。